

「投資信託受益権振替決済口座管理約款」の改正内容について

平成 28 年 1 月 1 日施行

下線部分改正箇所

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 3 条 (省 略) <u>(共通番号の届出)</u></p>	<p>第 1 条～第 3 条 (省 略) (新 設)</p>
<p>第 3 条の 2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」といいます。) その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、<u>共通番号 (番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 1 5 項に規定する法人番号。以下同じ。)</u> の通知を受けたとき<u>その他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p>	
<p>第 4 条 (省 略)</p>	<p>第 4 条 (省 略)</p>
<p>第 5 条 「総合取引申込書」に捺印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、<u>共通番号</u>等とします。</p>	<p>第 5 条 「総合取引申込書」に捺印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p>
<p>第 6 条～第 1 1 条 (省 略)</p>	<p>第 6 条～第 1 1 条 (省 略)</p>
<p>第 12 条 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「<u>個人番号カード</u>」等をご提示願うこと等があります。</p>	<p>第 12 条 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p>
<p>2 (省 略)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>3 第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。</p>	<p>3 第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。</p>
<p>第 1 3 条～第 2 3 条 (省 略) (附則) この約款は、平成 2 8 年 1 月 1 日より適用させていただきます。</p>	<p>第 1 3 条～第 2 3 条 (省 略)</p>

以 上